

環境関連補助金等

名称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等(公益法人を含む)又はNPO等
対象事業	<p>市町村等及びNPO等が、「高知県環境基本計画第二次計画」における目標達成のための基本的な方向性に沿った取組であり、かつ県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業であること。</p> <p>また、当該計画の対象となる地球温暖化への対策、循環型社会への取組(3Rの推進等)、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興及び環境学習の推進とネットワークづくりの5つの分野であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1) 地球温暖化防止県民会議推進事業 (2) 豊かな流域づくり活動支援事業 (3) その他、特に知事が必要と認める事業</p> <p>上記以外で、5つの対象分野の事業で、3つの社会づくり(低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり)につながる効果があり、特に知事が必要と認めるもの(ただし、森林環境の保全に関する事業を除く。)</p> <p>ただし、次のものは補助対象から除く。 ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業 イ 国や県の他の補助事業として採択された事業 ウ コンクリートによる3面張りの生活排水路及び埋設排水管路の整備 エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業(ただし、関係者との合意形成や推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。)</p>
助成額	市町村等:100千円以上、3,000千円以下 NPO等:補助限度額は500千円
助成率	市町村等:補助対象経費の2分の1以内 NPO等:定額
特記事項	
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4572

名称	高知県公共施設等省エネ・グリーン化推進事業費補助金【高知県グリーンニューディール基金事業】
対象団体	市町村又は民間事業者等(県内に工場、事業所等の事業用施設を有する法人格のある事業者(学校を除く。))又は事業者の団体)
対象事業	<p>補助金の交付の対象となる事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律117号)第20条の3に規定する地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律67号)による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律第4条第2項の規定による地方公共団体実行計画及び第20条第2項の地域推進計画を含む。)に盛り込まれる、又は平成23年度末までに盛り込まれることが予定される事業であって、補助事業者が自らの施設及び設備に関して二酸化炭素排出削減を行うため、省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及びこれに付随する事業</p> <p>対象となる事業例 ア) 二重サッシ等の断熱設備 イ) 省エネ冷暖房設備等の省エネ設備 ウ) 高遮断熱性塗装 エ) 小型風力発電、小水力発電、その他再生可能エネルギー オ) 空調改修や太陽光発電の導入は、他の省エネ設備の導入等と複合的に導入する場合があります。</p>
助成額	市町村:上限規定なし(予算の範囲内) 民間事業者等:補助限度額20,000千円
助成率	市町村:10分の10以内 民間事業者等:3分の1以内
特記事項	「複合的」とは、導入する技術の組み合わせを指します。 「一体的」とは、対策を導入する地域の組み合わせを指します。
問い合わせ先	環境共生課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎 TEL 088-821-4841

名称	高知県木質バイオマスエネルギー利用促進事業【高知県グリーンニューディール基金事業】
対象団体	市町村
対象事業	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される事業であって、市町村が自らの二酸化炭素排出削減を行うため、必要な施設を設置し、木質バイオマスエネルギーを利用する事業</p> <p>(具体的な事業内容) 木質ペレットボイラーを農産物出荷場単位の園芸施設に広く整備し、市町村や農業協同組合等地域が一体となってペレット燃料を利用することにより、供給や利用に必要な仕組みづくりを行う。市町村が、地域内の農業分野における二酸化炭素排出削減を行うために、施設園芸加温用の木質ペレットボイラーシステム等必要な施設を設置し、システムの管理・運営を、農業協同組合等に委託する。</p> <p>施設導入費(木質ペレットボイラー等バイオマスエネルギー利用関連施設)等</p>
助成額	市町村:上限規定なし(予算の範囲内)
助成率	市町村:10分の10以内
特記事項	
問い合わせ先	木材産業課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎 TEL 088-821-4592

名称	高知県微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等把握支援事業費補助金 【高知県グリーンニューディール基金事業】
対象団体	県内でPCB濃度の測定を行う機関、電気保安法人及び電気管理技術者
対象事業	微量PCB汚染物の可能性がある廃電気機器等(県内で使用中又は保管中のものに限る。)のPCB濃度の測定及び測定のための絶縁油の抜取りに要する経費を補助することにより、PCB汚染物の適正な処理につなげていく事業
助成額	廃電気機器等1個当たりの助成額 1 PCB濃度の測定費については助成限度額15,750円 2 PCB濃度測定のための絶縁油の抜取り費は助成限度額1,500円
助成率	2分の1以内
特記事項	
問い合わせ先	環境対策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎 TEL 088-821-4522

名称	高知県海岸漂着物処理推進事業費補助金 【高知県グリーンニューディール基金事業】
対象団体	海岸管理者である市町村
対象事業	市町村が管理している海岸で海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域における海岸漂着物の回収・処理に関する事業
助成額	市町村:上限規定なし(予算の範囲内)
助成率	市町村:10分の10以内
特記事項	
問い合わせ先	港湾・海岸課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 県庁本庁舎 TEL 088-823-9887

名称	山の一日先生派遣事業費補助金
対象団体	市町村、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に基づき、次世代を担う子ども達を対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深めるため、山の一日先生を派遣する事業 (安芸、嶺北、中央西、須崎及び幡多林業(振興)事務所管内はそれぞれ1団体、中央東林業事務所管内は2団体)
助成額	定額
助成率	安芸、嶺北、中央西、須崎及び幡多林業(振興)事務所管内を中心に活動を行う団体にあつてはそれぞれ400千円以内 中央東林業事務所管内を中心に活動を行う団体にあつては、1,000千円以内
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	生き生きこうちの森づくり推進事業費補助金
対象団体	市町村、地域住民等で組織する団体
対象事業	森林と人との共生林に区分された、また区分される予定の森林のうち、里山林、水辺林、景観林などが触れ合う森林として整備(人工林の強度間伐、荒廃竹林の改良、歩道の作設等)を行うもの。
助成率	定額(精算額の補助対象経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額の10/10)
特記事項	市町村、地域住民等で組織する団体、森林所有者の合意のもとに作成し、森林環境保全基金運営委員会の検討を経て、知事の承認する生き生きこうちの森づくり推進事業実施計画書に基づき、森林と人との触れ合う森づくりを行うもの。 (主な協定内容) 以下の内容の協定を市町村、森林所有者、地域住民等で組織する団体の三者で締結 ・森林の整備に関すること ・地域協働による維持管理に関すること ・10年間は皆伐しない ・一般県民への森林の開放
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	森林保全ボランティア活動推進事業費補助金
対象団体	市町村、森林組合等
対象事業	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐用機械器具等の整備、及び県に登録した森林保全ボランティア団体が行う間伐 ①機械器具等の支給 ②間伐の実施に対して交付する地域通貨等の精算
助成額	①補助限度額500千円 ②間伐の実施66千円/ha
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に基づく普及啓発に資する取組を総合的に支援する。 ・森林保全活動等に関するもの(森林保全活動、林業作業体験等) ・森林環境学習等に関するもの ・都市と山村の交流促進等に関するもの(普及啓発、交流を促進する活動等) ・木と親しむ取組に関するもの ・山川海の連携に関するもの
助成率	定額(事業実施主体が市町村の場合は1/2) 補助限度額:事業の内容により200千円、500千円、1,000千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業(森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、里山エリア再生交付金(緑越))
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林施業計画作成主体等
対象事業	<p>1 森林環境保全整備事業</p> <p>①流域育成林整備事業 市町村森林整備計画において、育成林の整備に位置づけられた森林で行う植栽から間伐までの整備</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金 (漁場保全の森づくり整備事業を含む)</p> <p>①公的森林整備推進事業 市町村森林整備計画において、水土保全林に位置づけられた森林で、森林所有者から分取方式による森林施業の委託を受けた森林整備公社が行う植栽から間伐までの整備</p> <p>②流域育成林整備事業 市町村森林整備計画において、育成林の整備に位置づけられた森林で行う植栽から間伐までの整備</p> <p>③共生環境整備事業 市町村森林整備計画に位置づけられた、ふれあい空間の整備や多様な主体による森林で行う植栽から間伐等の整備</p> <p>3 里山エリア再生交付金(緑越)</p> <p>①居住地森林環境整備 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあいなどに配慮した森林の整備</p>
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内
助成率	<p>1 森林環境保全整備事業</p> <p>①流域育成林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10</p> <p>2 農山漁村地域整備交付金 (漁場保全の森づくり整備事業を含む)</p> <p>①公的森林整備推進事業 知事が定める基準で査定した額の5/10</p> <p>②流域育成林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10</p> <p>③共生環境整備事業 知事が定める基準で査定した額の7/10</p> <p>3 里山エリア再生交付金(緑越)</p> <p>①居住地森林環境整備 知事が定める基準で査定した額の4/10</p>
特記事項	※里山エリア再生交付金については、国の事業仕分けにより事業廃止
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 林業改革課(088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	高知県緊急間伐総合支援事業
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林所有者、林業者、新規参入建設業者等
対象事業	<p>1 ふるさとの森整備事業 市町村森林整備計画において、水土保全林(保全型)に位置づけられた森林で行う間伐 (1)ふるさとの森間伐実施事業:水土保全(保全型)で間伐率40%(8~9齢級)</p> <p>2 森林整備支援事業 市町村森林整備計画で定める機能区分を問わず行う、間伐及び作業道の整備 (1)搬出間伐実施事業:伐採及び搬出集積(7~12齢級) (2)保育間伐実施事業:除伐、切り捨て間伐、巻き枯らし(3齢級~) (3)作業道整備事業:間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道</p>
助成額	知事が定める標準単価の補助率以内(搬出間伐実施事業、保育間伐実施事業及び作業道整備事業については定額)
助成率	1-(1)標準事業費の90%以内 2-(1)、(2)、(3)については定額
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 林業改革課(088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	森林組合、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条7号に掲げる特定非営利活動法人等及び森林法施行令第11条の第8号に規定する団体、森林所有者等
対象事業	1 みどりの環境整備支援事業 CO2吸収効果の高い人工林の間伐を促進することで、荒廃森林を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林の整備(3~7齢級)
助成額	定額(※間伐 29,000円/ha、除伐 50,000円/ha)
助成率	定額
特記事項	※間伐は、切捨て間伐に限る
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 林業改革課(088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	こうち安心の木の住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	県内に自ら居住するための個人住宅の取得者
対象事業	①県の定める地域木造住宅基準及び高耐震住宅基準に適合すること ②県産乾燥材を住宅の構造材に50%以上使用すること ③「住宅金融支援機構融資住宅」、「瑕疵担保責任保険加入住宅」もしくは「性能表示制度を利用する住宅」のいずれかであること ④床面積70%以上の新築住宅であること
助成額	県産乾燥材の使用割合が ①50%以上70%未満:延べ床面積1㎡当たり2,000円 ②70%以上 :延べ床面積1㎡当たり3,000円 ※補助対象面積は!、②とも延べ床面積(小数点以下切捨て)もしくは134㎡のいずれか少ない面積となります。 ※最高額40.2万円
助成率	—
特記事項	※県の指定する「安心の木の住まい団地」へ建築する場合、20万円の団地加算有り
問い合わせ先	木材産業課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594

名称	新・木の住まいづくり助成事業費補助金 (高知県産材利用住宅促進緊急対策事業としてH21年度創設)
対象団体	県内に自ら居住するための個人住宅の取得者
対象事業	県産乾燥材を住宅の構造材に50%以上使用すること
助成額	1戸につき県産乾燥材使用量1m3あたり13,500円を乗じた額(上限40.5万円)を助成
助成率	—
特記事項	無し
問い合わせ先	木材産業課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594

名称	高知県住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金
対象団体	個人住宅の取得者
対象事業	「こうち安心の木の住まいづくり助成事業費補助金」(木材産業課所管)を活用して高知県産木材を使用した住宅を建築することに併せ、国の補助基準を満たす住宅用太陽光発電設備を整備する場合に定額(10万円)を助成する。
助成額	10万円
助成率	定額
問い合わせ先	資源・エネルギー課 資源エネルギー担当 〒780-8570 高知市丸の内1-2-20 TEL 088-823-9337 FAX 088-823-9296

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①木造施設:市町村 内外装整備等:市町村、社会福祉法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②市町村(一部事務組合を含む)、市町村教育委員会(一部事務組合を含む)、社会福祉法人、又は学校法人 ③市町村、団体、バス事業者等
対象事業	①公共的空間整備 県内の公立保育園の木造化及びPR効果の高い公共的空間の内外装整備等を行う事業 ②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校に県産の木製品(机、椅子、遊具等)を導入する事業 ③観光関連施設等整備 県内の観光地や観光地周辺等において木製のバス待合所や休憩所等外構的施設整備を行う事業
助成額	31,000千円
助成率	①木造施設:木材費の1/12以内、内外装整備等:1/2以内(限度額3,000千円) ②1/2以内(ただし、補助金額25,000円以上の場合に限る) ③外構的施設:1/2以内(木製ガードレールはスチール製との差額の1/2)ただし、補助金額50,000円以上の場合に限る。))、バス待合所:定額(限度額1,000千円)
問い合わせ先	木材産業課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4591 FAX 088-821-4594

名称	高知県環境保全型農業推進事業費補助金
対象団体	環境保全型農業を実践する生産者組織、農協等
対象事業	①化学合成農薬低減に必要と認められる資材・設備等、太陽光パネル等代替エネルギー導入に要する経費 ②有機JAS認定に要する認定手数料(基本料金、検査員人件費、検査員旅費等) ③蒸気土壌消毒機・熱水土壌消毒機、たい肥散布機導入、ペレット製造機導入に要する経費 ④ISO14001等の認証を取得するために必要な経費 ⑤防虫ネット等土着天敵の温存に必要なと認められる資材に要する経費
助成額	46,500千円
助成率	1/2以内(②、④、⑤)、1/3以内(①、③)
特記事項	
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援交付金）
対象団体	集落ぐるみでの共同活動実践組織（以下、「活動組織」という）
対象事業	<p>過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、適切な保全、管理が困難になった農業用水路や農道等の資源保全や、農村の自然環境、景観の保全等を農業者だけでなく、地域住民等も参画した活動組織が行う実践活動に要する経費</p> <p>【農村環境向上活動】</p> <p>①生態系を保全する活動 （生物の生息状況調査や在来生物の育成等）</p> <p>②水質を保全する活動 （水質モニタリング調査等）</p> <p>③景観形成や生活環境を保全する活動 （農用地等を活用した景観形成活動等）</p> <p>などの、農村の環境を保全し、向上させる取組</p> <p>【農地・水向上活動】</p> <p>・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組</p> <p>※なお、「農村環境向上活動」と「農地・水向上活動」は併せて行うなど、一定の事業要件を満たすことが必要です。</p>
助成額	定額（対象農用地10アール当たり） 田:4,400円 畑:2,800円 草地:400円
助成率	定額
特記事項	事業主体「高知県資源保全施策地域協議会」 （構成員 県、市町村、関係団体）
問い合わせ先	農業基盤課 調査計画担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4562 FAX 088-821-4567 E-mail 161101@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県磯焼け対策等沿岸域機能回復支援交付金
対象団体	高知県環境生態系保全対策地域協議会、市町村
対象事業	<p>(1) 高知県環境生態系保全対策地域協議会 同協議会が対象活動組織に対して保全活動支援事業の交付金として交付するのに要する経費の財源に充てるための資金を積み立てる事業（磯焼け対策等沿岸域機能回復支援交付金事業）</p> <p>(2) 市町村 市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業（磯焼け対策等沿岸域機能回復支援推進交付金事業）</p>
助成額	(1) 9,175千円以下 (2) 1市町村あたり70万円以下（定額）
助成率	(1) 事業費の25パーセント以内 (2) 定額
特記事項	
問い合わせ先	漁業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4829

名称	農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	<p>漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備、特認事業</p> <p>(2) 防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利活用高度化再編整備、用地整備、特認事業</p>
助成額	市町村:事業費の11%を県が嵩上げ補助
助成率	国:事業費の1/2、県:事業費の11%
特記事項	<p>事業の採択要件</p> <p>(1) 対象集落要件 漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落等</p> <p>(2) 人口要件 対象集落の規模 人口100人以上、5,000人以下 等</p> <p>(3) 事業費要件 全体事業費 30百万円以上</p>
問い合わせ先	漁港漁場課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4615 FAX 088-821-4529

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	<p>(1) 間伐事業 杉田ダムの上流に位置する香美市並びに香南市の私有林の人工林において実施される切り捨て又は搬出による間伐事業とし、高知県林業振興・環境部が所管する高知県シカ被害特別対策事業費補助金交付要綱第2条のシカ捕獲促進事業により、当該年度の4月1日から11月14日の間に実施されたもの</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲事業 杉田ダム上流域において実施されるニホンジカの捕獲事業に対する報償金とし、高知県文化生活部が所管する高知県シカ被害特別対策事業費補助金交付要綱第2条のシカ捕獲促進事業により、当該年度の4月1日から11月14日の間に実施されたもの</p>
助成額	
助成率	<p>(1) 間伐事業</p> <p>ア 切り捨て間伐 標準事業費の10分の1以内</p> <p>イ 搬出間伐 1㎡あたり1,000円</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲事業 ニホンジカ1頭あたり2,000円</p>
特記事項	
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド
対象団体	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体
対象事業	<p>(1)地域社会の発展に役立つに掲げる社会貢献活動を対象とします。 ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤環境の保全を図る活動 ⑥災害救援活動 ⑦地域安全活動 ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨国際協力の活動 ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪子どもの健全育成を図る活動 ⑫情報化社会の発展を図る活動 ⑬科学技術の振興を図る活動 ⑭経済活動の活性化を図る活動 ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯消費者の保護を図る活動</p> <p>(2)(1)の福祉や環境保全等の公共サービスを直接的に向上させる活動</p>
助成額	<p>・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内</p> <p>・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用総額の2分の1以内かつ50万円以内</p> <p>・市町村との協働により事業を行う団体の対象活動に要する費用 協働事業経費のうち、上限70万円</p>
助成率	上記の助成額欄に記載
特記事項	<p>所定の助成給付申請書類に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。 助成金給付申請書は、高知県内の四国銀行本・支店及び出張所で配布しています。 申請書の受付期間：毎年1月頃 (※詳細は下記の問い合わせ先でご確認ください。)</p>
問い合わせ先	<p>公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 株式会社四国銀行お客さまサポート部 信託担当 〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1 TEL 088-871-2226 FAX 088-822-4934</p>

名称	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド 【地域社会づくりハード整備事業助成コース】
対象団体	高知県内において社会貢献活動を継続的に行う非営利の法人その他の団体
対象事業	<p>下記の(1)～(6)のいずれかに該当するものとし、施設等の新設、改修、保全等を行うハードの整備事業を対象とします。 調査事業及び住民活動等のソフト事業は本助成コースの対象となりません。また、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>(1)街並み景観に配慮したファサード(建築物の正面の外観)の改修、植栽やフラワーボットの設置等の緑化活動、その他景観形成に役立つと認められる事業 (2)シンボル施設の整備、モニュメント(記念碑)の設置、ライトアップ設備の整備、その他まちの魅力アップに役立つと認められる事業 (3)伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に役立つと認められる事業 (4)観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に役立つと認められる事業 (5)防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備、その他安心安全なまちづくりに役立つと認められる事業 (6)その他、良好なまちづくりに役立つと認められる事業</p>
助成額	<p>・総事業費の8割以内で、上限200万円 一つの団体等がこの助成コースから受けることのできる助成は1回限りです。 同一年度に、この助成コースと通常の活動助成コース(立ち上げ助成コース、活動助成コース及び行政との協働助成コース)の両方から助成を受けることはできません。</p>
助成率	上記の助成額欄に記載
特記事項	<p>所定の助成金給付申請書類に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。 助成金給付申請書は、高知県内の四国銀行本・支店及び出張所で配布しています。 申請書の受付期間：毎年1月頃 (※詳細は下記の問い合わせ先でご確認ください。)</p>
問い合わせ先	<p>公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 株式会社四国銀行お客さまサポート部 信託担当 〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1 TEL 088-871-2226 FAX 088-822-4934</p>

	中小企業等特別融資制度	
	事業環境整備促進融資(環境保全促進)	産業活性化融資(ISO)
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物等処理業やリサイクル関連産業等、環境保全事業又はその関連事業を営む中小企業者 ● リサイクル関連設備や省エネルギー施設の設置等、環境保全に対して積極的な取り組みを図る中小企業者 ● 石綿飛散防止のために施設・設備の改善等を行う中小企業者 ○ 県税を滞納していないこと <p>(○ 必ず該当 ● いずれかに該当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISOの認証を取得しようとする者で、次のいずれかに該当する中小企業者 (ア) 認証取得のために施設、設備の設置又は改修を行う中小企業者 (イ) 認証取得のための審査登録費用を要する中小企業者 (ウ) 認証取得のためのコンサルタント費用を要する中小企業者 ○ 県税を滞納していないこと
資金使途	設備資金 運転資金	設備資金 運転資金
貸付限度額	1億円(うち運転資金は3,000万円)	5,000万円(うち運転資金は3,000万円)
償還期間	設備15年以内(うち据置3年以内) 運転7年以内(うち据置1年以内)	7年以内(うち据置1年以内)
融資利率	2.67%(変動) (保証料) 0.21% ~1.07%	2.47%(変動) (保証料) 0.21% ~1.07%
問い合わせ先	<p>経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL (088)823-9695</p>	